「デジタル・コンテンツの流通の促進」 及び 「コンテンツ競争力強化のための法制度の在り方」

21世紀におけるインターネット政策の在り方く平成13年諮問第3号>

地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割く平成16年諮問第8号>

コンテンツ競争力強化のための法制度の在り方く平成19年諮問第12号>

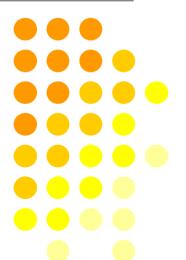
第五次中間答申

【概要版】

(第1章第1節デジタル放送におけるコピー制御のルール 抜粋)

平成20年6月27日

情報通信審議会





第1章

デジタル放送におけるコピー制御ルールと その担保手段の在り方



I 第四次中間答申における提言の概要

【検討にあたっての基本的考え方】

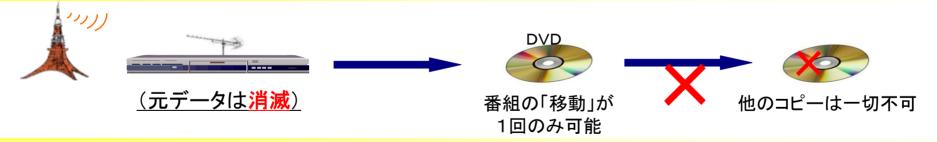
「コンテンツ大国」に相応しい多様で豊かなコンテンツの製作・流通促進のため、関係者がそれぞれの役割の下に努力していくことが不可欠。才能ある多くの若者が、コンテンツを創る仕事を選択するインセンティブを絶やさないことが重要。

このため、1)コンテンツを尊重し、これを適切に保護すること

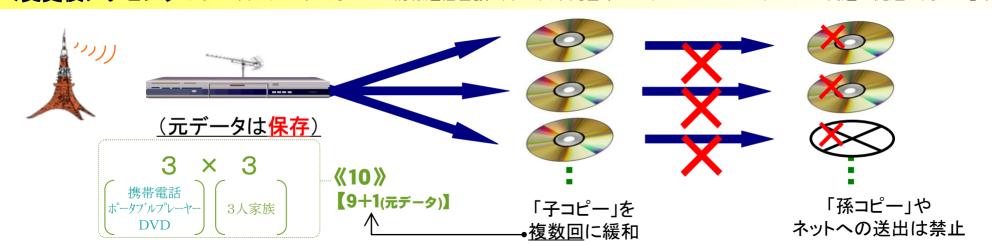
2)その創造に関与したクリエーターが、適正な対価を得られる環境を実現すること

を基本的な姿勢として、夫々の課題を検討することが必要。

<現状>いわゆる「コピーワンス」



く変更後>ダビング10 (平成19年8月2日 情報通信審議会第四次中間答申 「デジタル・コンテンツの流通の促進に向けて」)



+

Ⅱ 第四次中間答申以降の経緯について

① 平成19年8月2日 第四次中間答申

放送事業者、受信機メーカーなど、(略)関係者においては、こうした審議経過や、それに参加し、議論を尽くした関係者の努力を尊重した上、当審議会の提言を踏まえた取組を、本年中を含め可能な限り早期に実行に移すよう、改めて要請する。

(「デジタル・コンテンツの流通の促進に向けて」(第4次中間答申平成19年8月2日情報通信審議会))



② 平成20年2月19日 Dpa((社)デジタル放送推進協会)の発表

「・・・・現在のところ、<u>6月2日の午前4時を予定日ということで今後の準備をしていこう</u>ということで、Dpaのほうの技術委員会では提案し、(略)確認されております。・・・」

「・・・本日、こういうプロセスで進めていくことに関しまして、この委員会で皆さんのご理解とご承認をいただいていきたいと思います。」
(第32回デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会(平成20年2月19日)議事録より関委員発言抜粋)



③ 平成20年4月11日 フォローアップワーキングの設置

第四次答申の前提とされていたと考えられる事項の進捗状況等をフォローアップした上で、提言されたコピー制御方式(いわゆる「ダビング10」)の実現に関する合意形成を検討する「フォローアップWG」の設置を決定。



4 平成20年4月25日 Dpaの発表((社)デジタル放送推進協会 Dpa ホームページ「『ダビング10』に関する準備状況について」より抜粋)

4月25日の情通審に対して、下記の内容を報告

- 地上デジタルテレビ放送事業者はすべてダビング10となる予定であること。
- ・ 衛星放送の有料放送事業者はチャンネルごとにダビング10とコピーワンスを区別する予定であること。
- · 運用開始の日時については放送事業者と受信機メーカーが連携し、情通審の合意(コンセンサス)を受けて決定すること。

-

Ⅲ 合意形成までの過程

- (1) フォローアップWGにおいては、「ダビング10」の開始期日を確定するため、4/11の設置以降、関係者の共通認識と合意形成に向けた審議を継続。その過程で、WG構成員の認識について以下のような点を確認。
 - (a) 消費者利便の向上の観点から、「ダビング10」の実現は可能な限り早期に行う必要があることについては共通認識であること。
 - (b) 第四次中間答申で言及された「適正な対価の還元」と、文化審議会で検討中の「私的録音録画補償金制度」との関係等については認識に相違が見られること。



(2) 以上の状況の中で、6/17、文部科学省と経済産業省が、「ダビング10の早期実施に向けた環境整備」として、暫定的措置としてブルーレイディスク関係の録画機器・記録媒体を私的録画補償金の対象に追加することで合意したことが公表された。



(3) 第40回委員会(6/19)において、以上の検討状況、関係省庁の取り組みに関する報告後、開始期日確定に係る合意 形成を得るための具体策について、意見交換。

(a)消費者の立場から

- ・ 消費者は「クリエーターへの適正な対価の還元」ということ自体を否定していない。「才能ある多くの若者がコンテンツを 創造する仕事を選択するインセンティブを絶やさない」という観点から、「対価の還元」の具体策について、当審議会で真剣 に検討するべきではないか。
- ・「コピーワンス」という国民不在のコンテンツ保護方式について、当初からこの改善に取り組み、検討を行っているのは当審議会。審議会としての責任を果たすためには、外部の動きや制度の検討に関わりなく、主体的に検討・判断した上で、開始期日に関する合意形成を行うべき。



(b)権利者の立場から

- ・ 権利者は「ダビング10」の開始には「適正な対価の還元」の実現が必要であり、「対価の還元」とは「補償金」であると理解。
- ・ 現行制度でのブルーレイディスク関係の録画機器・記録媒体の補償金対象への追加が、「権利者への適正な対価の還元」に当たるかどうかは疑問であり、文部科学省と経済産業省の合意をもって「ダビング10」の実施期日を確定できるものとは考えられない。
- 現在も、「補償金」すなわち「適正な対価の還元」が実現されたとは認識していない。
- ・ 権利者は、常に消費者の利便性の確保に最大限に配慮しつつ、期日の確定に取り組む。

(c)受信機メーカーの立場から

・ ダビング10の早期実施を目指し、文部科学省及び経済産業省が調整に努力したことを高く評価。この合意に関し、すべての関係者間で理解が深まり、「ダビング10」の一刻も早い実施につながることを期待。

(d)放送事業者の立場から

・ 放送事業者は、第四次中間答申を受け真摯に準備を進め、ダビング10の運用開始に向けた準備は整っている。委員会の場において早期に合意が形成され、期日が確定されることを期待。



- (4) 以上のとおり、「適正な対価の還元」等に係る関係者の認識に相違が見られ、合成形成が困難であることが確認された後、権利者の合意として、権利者の立場から、以下の(a)(b)が提案され、ダビング10の開始期日を早期に確定することについて、委員会にて合意形成がなされたことが確認された。
 - (a) 上記の意見にかかわらず、第四次中間答申が目指した「消費者の利便向上」の実現を優先し、「対価の還元」が「補償金」に限られない可能性を許容。以上の前提に立って、ダビング10の開始期日を早期に確定。
 - (b) 今般の答申に、文化審の「補償金制度」に係る検討における合意形成への期待感、情通審として「適正な対価の還元の在り方」を継続して議論することを記載。

Ⅳ 今後の進め方

- (1) 上記の合意形成を前提として、放送事業者、受信機メーカー等関係者は、7/5を目途に、「ダビング10」の開始期日を確定した上、円滑な運用開始に向け努力すべき。 (6/23の情報通信政策部会にて、7/4を開始期日とすることが報告された。)
- (2) 上記の合意の形成過程で言及された「補償金制度」は、文化審議会で検討中の事項。当審議会としてもその検討における早期の合意形成を期待するものであるが、そのあり方自体が当審議会の検討対象ではない点については、今回の審議過程でも異論はみられないところ。

「クリエーターに対する適正な対価の還元」は、既に第四次中間答申で確認された共通認識。当審議会としては、「補償金制度」以外の側面から、権利者の立場から提案のあった「対価の還元」の具体策を今後継続して検討していくことが必要。

(3) また、本答申の「コンテンツ取引市場の形成」の項目においても、放送コンテンツの制作に携わったクリエーターが、 透明で公正なルールの下、その活動に相応しい権利と、権利に応じた適正な報酬を得るための環境整備に係る事 項が提言されているが、引き続き、「適正な対価の還元」に資するインフラ整備や、ルール整備の在り方を検討して いくことが必要。